

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年6月10日京都市条例第4号）（保健福祉局子育て支援部保育課）

建築基準法施行令の一部改正に伴い，家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部が改正されることに準じ，家庭的保育事業の用に供する施設の設備に関する基準を改める等を行うこととしました。

この条例は，公布の日から施行することとしました。

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年6月10日

京都市長 門川大作

#### 京都市条例第4号

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第6号イの表4階以上の項中「外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する」を削り，「付室」の右に「（当該階段室の構造が同条第3項第2号に規定する構造方法を用いるもの又は同号の規定による認定を受けたものである場合を除き，当該構造方法を用いる構造又は当該認定を受けた構造を有する付室に限る。）」を加え，「同項第2号，第3号及び第9号」を「同項第3号，第4号及び第10号」に改める。

#### 附 則

この条例は，公布の日から施行する。

（保健福祉局子育て支援部保育課）